自治基本条例素案・検討委員会報告書 比較表

日冶型	本条例素系・検討委員会報告書 に戦表	
項目	条例素案	検討委員会報告書
前文	次のとおり前文を定めます。	1 前文について
	前文	私たちのまち川崎市は、多摩川に沿って東京湾から西北に伸びる地域に、
	私たちのまち川崎市は、 <u>多摩川や多摩丘陵の自然に恵まれ、</u> わが国産業	<u>緑豊かな多摩丘陵の恵みと</u> 我が国の産業を今も支える拠点を擁した多様な
	を支える拠点を擁した多様な顔をもつ都市として、公害や <u>急速な都市化の</u>	顔をもつ都市として、また、公害や <u>急増する人口</u> への対応など、 <u>成長する</u>
	<u>進行</u> への対応など、 <u>高度成長期の</u> 大都市が抱えた課題の克服に、全市民の	大都市が抱えた課題の克服に全市民の英知を結集した歴史と教訓を今に生
	英知を結集しながらその歩みを進めてきました。	かしながら、活力とうるおいに満ちた都市への歩みを進めてきました。
	<u>今、成長と拡大を基調とした社会の仕組みや制度の再構築が求められ、</u>	少子高齢社会の到来や国際化、高度情報化の進展、産業構造の変化、地
	<u>少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められるなかで、あらため</u>	球規模での環境重視型社会への移行などにより、市民の生活様式や価値観
	<u>て暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と市政自治体の関</u>	<u>も多様化し、私たちを取り巻く環境は大きく変化して克服すべき様々な課</u>
	係はどうあるべきかが問われています。	題に直面しています。
	<u>私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決</u>	私たちのまちを、より暮らしやすく、より心豊かに感じられるまちにす
	<u>する主体であることをあらためて確認するとともに、信託した市政が、私</u>	るためには、市民が互いに協力しあって、こうした課題の克服と変化への
	たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、また、	的確な対応を図ることが必要です。
	国や神奈川県との対等で相互協力の関係に立って、自立的な自治体運営を	<u>課題克服に向けての取組は、まちづくりそのものであり、これからのま</u>
	確保する必要があります。	<u>ちづくりには、市民が主体となり、市政情報を行政・議会と共有しながら、</u>
	こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加、協働を自治運	市政に積極的に参加するとともに、互いに協力して活動する協働が重要で
	<u>営の基本原則として、行政運営、区のあり方、自治に関する制度等の基本</u>	<u>す。</u>
	を定め、市民自治の拡充及び推進を図るため、ここに川崎市自治基本条例	また、私たちは、真摯なまちづくり活動が持続可能な社会を後の世代に引
	<u>を制定します。</u>	<u>き継ぐものと確信するとともに、平和な環境のもとでこそ、その目的が果</u>
	<u>そして、私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社</u>	たされることを深く認識し、恒久平和が世界に広く築かれていくことを強
	会を次の世代に引き継ぎ、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人	
	権が尊重される「活力とうるおいに満ちた市民都市・川崎」の創造を目指	「自分たちが住むまちのことは自分たちが主体で決め、自分たちで行っ
	<u>します。</u>	ていく。」という市民自治の原点を踏まえ、誰もが川崎市民としての誇り
		を持ち、一人ひとりの人権が尊重され、活力に満ち、互いの心が響き合う
		「自治のまち・川崎市」の実現を目指し、ここに「川崎市自治基本条例」
		を制定します。
L	1	1

項目	条例素案	検討委員会報告書
第1	総則 総則	
目的	1 目的	
	<u>この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の原則を確認し、自</u>	
	<u>治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関の役割、責務</u>	
	<u>等を明らかにするとともに、行政運営、区のあり方、自治運営の基本原則に</u>	
	基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立するこ	
	<u>とを目的とすることを定めます。</u>	
位置	2 位置付け <u>等</u>	3 条例の位置付け
付け	(1) この条例は、 <u>本市の</u> 自治の基本を定める最高規範であり、 <u>自治運営に関</u>	この条例は、川崎市の自治の基本について定める最高規範であり、他の条
等	<u>する</u> 他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨	例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨及び目的との
	を <u>尊重し、</u> この条例との <u>整合を図る</u> ことを定めます。	<u>整合性を保たなくて</u> はなりません。
	(2) 市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれ	
	<u>ぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていくことを定めます。</u>	
定義	3 定義	4 定義
	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に	この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところに
	定めるところによることを定めます。	よります。
	(1) 市民 <u>本市の区域内に</u> 住所を有する人、 <u>本市の区域内で</u> 働き若しくは学	市民 <u>市内に</u> 住所を有する人、 <u>市内で</u> 働き又は学ぶ人並びに <u>市内で</u> 活動
	ぶ人又は <u>本市の区域内において事業その他の</u> 活動を行う人若しくは	する人及び団体をいいます。
	団体をいいます。	参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるため <u>のまちづくりに</u> 主体
	(2) 参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、 <u>市政に</u> 主体的に	的にかかわり、行動することをいいます。
	かかわり、行動することをいいます。	協働 市民 <u>と議会又は市の執行機関</u> が共通の目的を実現するために、そ
	(3) 協働 市民 <u>及び市</u> が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と	れぞれの役割と責任のもとで、 <u>お互いを</u> 尊重し、対等な関係に立
	責任の下で、 <u>相互の立場を</u> 尊重し、対等な関係に立って協力すること	って協力することをいいます。
	をいいます。	

項目	条例素案	検討委員会報告書
基本	4 基本理念	5 市民自治の基本理念
理念	<u>市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指す</u>	<u>私たちは、</u> 地域社会の課題を自ら解決していくことを基本に、主権者で
	ことを定めます。	ある市民の総意によって <u>川崎市を</u> 設立し、 <u>市民社会に</u> おける自治運営の一
	(1) <u>市民は、</u> 地域社会の課題を自ら解決していくことを基本に、主権者とし	部を信託しています。
	てのその総意によって <u>市を</u> 設立し、 <u>地域社会に</u> おける自治の一部を信託し	<u>私たちは、信託した</u> 市政に主体的にかかわることにより、個人の尊厳と
	ていること。	自由が尊重され、市民の福祉が実現される <u>まちの</u> 創造を目指します。
	(2) <u>市民は、その信託に基づく</u> 市政に <u>自ら</u> 主体的にかかわることにより、個	また、市は国・ <u>県</u> との対等 <u>・協力</u> 関係に基づいた自律的運営を図り、自
	人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される <u>地域社会の</u> 創造を目	治体としての自立を確保します。
	指すこと。	
	(3) 市は、国及び <u>神奈川県</u> との対等 <u>で、相互協力の</u> 関係に基づいた自律的な	
	運営を図り、自治体としての自立を確保すること。	
自治	5 自治運営の基本原則	6 自治運営の基本原則
運営	(1) 市民及び市は、次の各号に掲げる原則に基づき、当該各号に定めるとこ	(情報共有の原則)
の基	ろにより自治の運営を行うことを定めます。	市民、議会及び市の執行機関は、市のまちづくり(以下「市政」という。)
本原	ア「情報共有の原則」市政に関する情報を共有すること。	に関する情報を共有 <u>し、自治を推進します。</u>
則	イ 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。	(参加の原則)
	ウ 協働の原則 暮らしやすい地域社会の <u>実現に寄与するよう</u> 協働が行われ	市政は、市民の参加のもとで行われることを <u>基本とします。</u>
	ること。	参加は、市民の自由意思に基づくものであり、議会及び市の執行機関は、
	<u>(2) 市は、参加又は協働による自治の運営に当たっては、参加又は協働しな</u>	参加しないことによって市民が不利益を受けないよう配慮しなければな
	いことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにすること	<u>りません。</u>
	を定めます。	(協働の原則)
		市民と <u>議会又は市の執行機関は、</u> 暮らしやすい地域社会の <u>実現のため</u>
		<u>に、市民自治の推進を目的として、</u> 協働することを <u>基本とします。</u>
		協働は、市民の自由意思に基づくものであり、議会及び市の執行機関は、
		協働しないことによって市民が不利益を受けないよう配慮しなければな
		りません。

項目	条例素案	検討委員会報告書
第2	自治運営を担う主体の役割、責務等	
第一	市民	
市民	1 市民の権利	(1) 市民の権利
の権	市民は、すべて <u>人として</u> 尊重され、平和で良好な環境の中で <u>自らの生命、</u>	<u>(包括的な権利)</u>
利	<u>自由及び幸福を追求し、自己実現を図ることができるとともに、自治運営を</u>	市民は、すべて <u>個人として</u> 尊重され、平和で良好な環境の中で <u>自己実現を</u>
	推進するために、次に掲げることができることを定めます。	図り、生命、自由及び幸福追求に対する権利を持ちます <u>。</u>
	(1) 市政に関する情報を知ること。	<u>(知る権利)</u>
	(2) 政策 <u>の</u> 形成、 <u>執行及び</u> 評価 <u>の過程に</u> 参加すること。	<u>市民は、</u> 市政に関する情報を知る <u>権利を持ちます。</u>
	(3) 市政に対する意見を表明し、提案すること。	<u>(参加する権利)</u>
	(4) 行政サービスを受けること。	<u>市民は、市の</u> 政策形成 <u>や計画の決定過程、事業の実施及び</u> 評価 <u>など市政の</u>
		<u>各段階で</u> 参加する <u>権利を持ちます。</u>
		<u>(意見を表明し、提案する権利)</u>
		<u>市民は、</u> 市政に対する意見を表明し、また提案する <u>権利を持ちます。</u>
		<u>(行政サービスを享受する権利)</u>
		<u>市民は、条例等の定めるところにより、</u> 行政サービスを <u>ひとしく</u> 受ける <u>権</u>
		<u>利を持ちます。</u>
市民	2 市民の責務	(2) 市民の責務
の責	<u>市民は、自治運営において、次に掲げることを行うことを定めます。</u>	<u>市民は、ともに社会の一員であることを自覚し、</u> 互いの自由と人格を尊
務	(1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。	重しあう <u>責務を持ちます。</u>
	(2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を <u>持つこと。</u>	<u>市民は、自らの暮らしや活動が、世代を超えて、地球環境に影響を及ぼ</u>
	(3) <u>次の世代に配慮し、</u> 持続可能な地域社会を <u>築くよう努めること。</u>	<u>すことを自覚し、</u> 持続可能な地域社会を <u>保全する責務を持ちます。</u>
	(4) 市政運営に伴う負担を分担すること。	<u>市民は、</u> 参加及び協働に当たっては、自らの発言と行動に責任を <u>持たな</u>
		<u>ければなりません。</u>
		<u>市民は、</u> 市政運営に伴う負担を分担する <u>責務を持ちます。</u>
事業者	3 事業者の社会的責任	(3) 事業者の社会的責任
の社会	事業者は、地域社会を構成する <u>もの</u> としての社会的責任を自覚し、地域社	事業者は、地域社会を構成する <u>一員</u> として <u>、そ</u> の社会的責任を自覚し、地
的責任	会との調和を図り、 <u>暮らしやすい地域社会の実現に</u> 寄与するよう努めること	域社会との調和を図り、 <u>誰もが安心して暮らせるまちづくりに</u> 寄与するよう
	を定めます。	努めなければなりません。

項目	条例素案	検討委員会報告書
コミュニティ	<ul> <li>4 地域社会におけるコミュニティの尊重</li> <li>(1) 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ(居住地又 は関心若しくは目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいい) ます。以下同じ。)をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができ ることを定めます。</li> <li>(2) 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役 割を尊重することを定めます。</li> <li>(3) 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティ にかかわる施策を推進することを定めます。</li> </ul>	(4) コミュニティ (地域におけるコミュニティの尊重) 市民は、暮らしやすい地域社会を築くことを目指して、多様なつながり によって形成されるコミュニティを、それぞれの自由意思に基づいてつく ることができます。 市民及び市は、まちづくりの重要な担い手である地域におけるコミュニ ティの役割を尊重します。 (市とコミュニティの関係) 市は、コミュニティの自主性・自立性を尊重しながら、それにかかわる施 策を推進します。
第二	<ul> <li>議会         <ol> <li>1 議会の設置             <ul></ul></li></ol></li></ul>	2 議会 (議会の設置 <u>及び議員の宣誓</u> ) 市に、 <u>住民の直接</u> 選挙によって選ばれた議員で構成される議事機関とし て、議会を設置します。
	<ul> <li>2 議会の権限と責務</li> <li>(1) 議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を 行うことを定めます。</li> <li>(2) 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が反映されるよう 必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民へ説明するこ とにより情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めることを定めます。</li> </ul>	<ul> <li>議員は、その就任に当たり、憲法、この条例その他の法令を遵守し、主 権者としての市民の信託に基づく市政を担う者として、誠実かつ公正に職務を遂行することを宣誓するものとします。</li> <li>(議会の権限と責務)</li> <li>議会は、市の重要な意思決定及び行政運営の監視を行い、議会としての 意見を国会又は関係行政庁に提出すること等の権限を行使します。</li> <li>議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が反映されるよう に十分な議論を行うとともに、市民にわかりやすく、開かれた議会運営に 努めなければなりません。</li> <li>議会は、議会活動に関する情報を市民に説明する等、市民との情報共有 を図るとともに、市民からの提案等に対して応答するよう努めなければな りません。</li> </ul>

項目	条例素案	検討委員会報告書
第二		
	3 議員の <u>役割と</u> 責務	(議員の責務)
	(1) 議員は、地域の課題や市民の意見を <u>把握するとともに、</u> 市政全体の観点	議員は、 <u>この条例の理念を十分認識するとともに、</u> 地域の課題や市民の
	から的確な判断を行うことにより議会が <u>その権限を適切に行使</u> できるよう	意見を <u>把握し、</u> 市政全体の観点から的確な判断を行うことにより、議会が
	努めることを定めます。	<u>その機能を十分発揮</u> できるよう努めなければなりません。
	(2) 議員は、 <u>市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよ</u>	議員は、 <u>議会活動をさまざまな方法で、わかりやすく市民に伝えること</u>
	<u>う努めることを定めます。</u>	<u>により、市政に関する情報の共有に努めなければなりません。</u>
	執行機関	
	<b>以行機関</b>	
執行	1 市長の設置	(1) 市長その他の執行機関
機関	市に、選挙によって選ばれる市の代表である市長の設置を定めます。	(市長の設置)
		市に、 <u>住民の直接</u> 選挙によって選ばれた市の代表である市長を設置します。
	2 市長その他の執行機関の権限、責務等	(市長その他の執行機関の権限、責務等)
	(1) 市長は、 <u>この条例に基づいて自治運営を推進するとともに、市民の福祉</u>	市長は、あらゆる施策を通じて市民生活と自治を守り、発展させるため、
	<u>の増進を図るため、</u> 市政全体の総合的な調整その他の権限を行使すること	<u>市の代表として、市政運営の方針を定め、</u> 市政全体の総合的な調整その他
	を定めます。	の権限を行使します。
	(2) 執行機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4に規定す	執行機関(市長を除く。)は、その所管する職務において市民生活と自
	<u>る執行機関をいいます。以下同じ。)は、自らの判断と責任においてその</u>	<u>治を守り、発展させるため、市長の総合的な調整の下、その権限を行使し</u>
	<u>所管する職務を誠実に執行するとともに、執行機関相互の連絡を図り、一</u>	<u>ます。</u>
	<u>体として、行政機能を発揮することを定めます。</u>	<u>市長その他の執行機関は、行政運営の項に定める事項に従い、誠実かつ</u>
	(3) 職員は、市民と共に自治を <u>推進する</u> 者としての認識に立ち、職務を誠実	<u>公正にその職務を管理し、及び執行しなければなりません。</u>
	かつ公正に執行することを定めます。	<u>市の機関に属する</u> 職員は、市民とともに自治を <u>担う</u> 者としての認識に立
		ち、 <u>憲法、この条例その他の法令を遵守し、</u> 職務を誠実かつ公正に執行し
		なければなりません。
		<u>(市長等の宣誓)</u>
		市長、助役、収入役、執行機関の委員及び任命に当たり議会の同意を必要
		とする附属機関の委員は、その就任に当たり、憲法、自治基本条例その他の
		法令を遵守し、主権者としての市民の信託に基づく市政を担う者として誠実
		<u>かつ公正に職務を遂行することを宣誓するものとします。</u>

項目	条例素案	検討委員会報告書
第三	執行機関	
行	<b>示政運営等</b>	
行政	1 行政運営の基本等	(2) 行政運営
運営	(1) 市は、市の将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と	<u>市長その他の執行機関は、次のことを踏まえ、行政運営を行わなければな</u>
	<u>調整を図りながら、計画的な行政運営を行うことを定めます。</u>	<u>りません。</u>
	(2) <u>行政運営は、次に掲げることを基本として、行われることを定めます。</u>	市民との情報共有を図り、行政活動に関する情報を市民に説明するとと
	<u>ア</u> <u>市政に関する情報は市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民</u>	<u>もに、</u> 市民からの提案等に対して応答に努めること。
	<u>からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。</u>	<u>行政活動の各段階において市民参加を推進し、市民の意思が市政に適切</u>
	イ 市民の意思を市政に的確に反映するため、市民の参加を推進すること。	<u>に反映されるようにすること。</u>
	<u>ウ</u> 市民からの提案等に <u>的確に</u> 応答すること。	市民の自主的な活動を <u>尊重し、</u> 市民との協働による <u>市政を進めること。</u>
	エ 市民の自主的な活動を <u>尊重するとともに、</u> 市民との協働による <u>施策、事</u>	効果的、効率的かつ総合的に実施されること。
	<u>業等の推進を図ること。</u>	公正・公平の確保と <u>透明性の向上</u> を図ること。
	オ <u>施策や事業等の実施に当たっては、</u> 公正性、公平性を確保するとともに、	法令の解釈は、この条例の趣旨にのっとり行われること。
	効率的、効果的かつ総合的に行うこと。	<u>行政の組織、制度及び運用について不断の見直しを図ること。</u>
	カ 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の	<u>(3)</u> 計画的な行政運営
	<u>福祉の増進を目的として行うこと。</u>	<u>市政は、総合計画(長期的な展望に立って、市の政策の基本的方向を総合</u>
	(3) 市の組織は、簡素で、効率的 <u>かつ</u> 機能的 <u>なものとなるよう社会環境の変</u>	的に示す計画をいいます。以下同じ。)及び部門別の基本計画等の基本的方
	<u>化等に的確に</u> 対応して整備することを定めます。	<u>向に沿って、相互に整合性を図りながら、運営されなければなりません。</u>
	(4) 市長は、市の出資法人 <u>がその目的や趣旨に沿って運営されているか等に</u>	<u>(4)</u> 行政組織のあり方
	<u>ついて、当該出資法人又は当該出資法人を所管する執行機関に対して適切</u>	市の組織は、 <u>次のことに留意して整備され、運営されなければなりませ</u>
	<u>な</u> 指導及び調整を <u>行うことを定めます。</u>	<u>h.</u>
		ア 簡素で、効率的、機能的 <u>かつ総合的であること。</u>
		イ 社会経済情勢の変化及び市民ニーズ等の変化に、柔軟かつ弾力的に対応
		できること。
		市長は、 <u>前項の趣旨に従って、</u> 市の出資法人 <u>の設置及び運営がなされる</u>
		<u>よう、</u> 指導及び調整に <u>努めなければなりません。</u>

項目	条例素案	検討委員会報告書
第三	執行機関	
行	<b>政運営等</b>	
財政	2 財政運営等	(5) 財政運営等
運営	<u>(1) 市長は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、</u>	市の財政は、これが市民の税金その他の貴重な財源によって支えられて
	<u>評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の</u>	<u>いることを踏まえ、中長期的な視野に立ち、自主的かつ健全に運営されな</u>
	<u>健全性の確保に努めることを定めます。</u>	<u>ければなりません。</u>
	(2) 市長は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分	市長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画及び評価の結果を
	<u>かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めることを</u>	<u>踏まえ、効率的かつ効果的に財源を活用しなければなりません。</u>
	<u>定めます。</u>	市長は、予算の編成及び執行に当たっては、市民との情報の共有を図り、
	(3) 執行機関 <u>(市長及び教育委員会に限る。)及び市が経営する地方公営企</u>	<u>市政の透明性を高めるため、その過程を分かりやすく公表するよう努めな</u>
	<u>業の管理者</u> は、市の所有する財産の適正な管理及び効率的な運用 <u>を行う</u> と	<u>ければなりません。</u>
	ともに、 <u>市長は、</u> その状況について、分かりやすく公表するよう努めるこ	<u>市長その他</u> 執行機関は、市の所有する財産の適正な管理及び効率的な運
	とを定めます。	用 <u>に努める</u> とともに、その状況について、 <u>市民に</u> わかりやすいものとして
		公表しなければなりません。
評価	_ <u>3 評価</u>	<u>(4) 評価</u>
	(1) 市は、効率的かつ効果的な <u>行政運営を</u> 推進し、 <u>総合的な計画</u> の着実な実	市は、効率的かつ効果的な <u>市政運営を</u> 推進し、 <u>総合計画の</u> 着実な実行と
	行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにする	進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、
	ため、評価を実施することを定めます。	<u>施策、事業等について、</u> 評価を実施するものとします。
	(2) 評価の <u>指標等は</u> 市民の視点に立脚したものであり、評価結果は市民にと	評価にかかわる <u>項目及び指標は</u> 市民の視点に立脚したものであり、評価
	ってわかりやすいものとすることを定めます。	結果は市民にとってわかりやすいものでなければなりません。
	(3) 市は、前項の評価結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映	市は、評価結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させな
	させることを定めます。	ければなりません。
		評価制度の運営に当たっては、市民の参加による委員会を設けます。 </th
苦情、	4 苦情、不服等に対する措置	(6) 苦情、不服等に対する措置
不服	(1) 市に、市民の市政に関する苦情、不服等について、簡易迅速にその処理、	<u>市民は、</u> 市政に関する苦情、不服等について、 <u>市に対して、</u> 簡易迅速に
等に	救済等を図る機関の設置を定めます。	その処理、救済等を求めることができます。
対す	(2) (1)に定めるもののほか、本市は、市民の権利利益の保護に必要な措置	市は、前項の市民の求めに応じる制度を設け、この条例による自治運営
る措	を講じることを定めます。	の基本原則と市民の権利保障に努める責務に基づいてその運用を図りま
置		<u>す。</u>
		市は前項に定めるもののほか、市民の権利利益の保護に必要な措置を講
		じなければなりません。

項目	条例素案	検討委員会報告書
第三	執行機関	
X		
X	1 区及び区役所	4 区
	(1) 市は、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、当該区域における市政へ	(区及び区役所)
	の市民の参加と市民との協働により暮らしやすい地域社会を築き、市民への	「地域のことは地域で決めて実行する」ことを基本に、参加と協働を原則
	<u>身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するため、それぞれ</u>	とし、地域のまちづくりを進めるとともに、区民(それぞれの区内に住所を
	<u>の区域を単位として区を設置することを定めます。</u>	有する人、区内で働き又は学ぶ人並びに区内で活動する人及び団体をいいま
	(2) (1)の目的を達成するため、それぞれの区に区役所を置くことを定めます。	<u>す。以下同じ。)に身近なサービスを総合的に実施するため、市域を分けて</u>
	<u>(3)</u> それぞれの区役所に長として区長を置き、区長は、区役所における事務を	区を設けます。
	処理することを定めます。	前項の目的を達成するため、区に区役所を置きます。
	2 区長の職務	<u>(区役所の役割と責務)</u>
	区長は、前記1-(1)に定める区の設置目的を達成するため、次に掲げる職務	区役所は、参加と協働を原則として、区におけるまちづくりに関する課題
	を担うものとすることを定めます。	の解決を総合的に推進します。
	(1) 区における地域の課題を的確に把握し、参加と協働を原則として、 <u>その迅</u>	区役所は、区民の生活に <u>身近なサービスを総合的に提供する拠点として、</u>
	速な解決に努めること。	<u>利便性の高い</u> サービスが、効果的・効率的に提供されるよう努めなければな
	(2) 区民(区の区域内における市民をいいます。以下同じ。)に <u>便利で快適な</u>	りません。
	行政サービスを効率的かつ効果的に提供するよう努めること。	区役所は、区民との協働を推進するため、市民活動についての支援 <u>施策を</u>
	(3) 区民の自主的な活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。	講じるものとします。
	3 区に関する市長の責務	(区に関する市長の責務)
	市長は、区長がその職務を的確に遂行できるよう必要な組織、機能等の整備	_ 市長は、区民の意見を的確に受け止め、市政に反映するよう努めなければ
	<u>及び</u> 予算の確保に <u>努めることを定めます。</u>	<u>なりません。</u>
		市長は、区役所が、区民との協働の拠点として、また、区民の生活に最も
		身近な行政機関としての役割を的確に果たすことができるよう、親しみやす
		<u>く、開かれ、かつ分かりやすい組織運営に努めなければなりません。</u>
		<u>(区の予算の確保)</u>
		市長は、区における課題の解決を図るため、必要な予算の確保に努めなけれ

ばなりません。

項目	条例素案	検討委員会報告書
第三	執行機関 7	
	<ul> <li><u>4 区民会議</u> <ul> <li>(1) 区における重要課題を審議し、区長及び市長<u>その他の執行機関に提言することを目的として、区民による会議</u>(以下「区民会議」といいます。)の設置を定めます。</li> <li>(2) 区長及び市長<u>その他の執行機関</u>は、区民会議の審議結果を尊重し、その内容を市政に反映するよう努めることを定めます。</li> </ul> </li> </ul>	(区における自治の推進) 区民による地域のまちづくりを進めるため、区に関する重要課題を審議し、区長及び市長に <u>意見を述べる区民会議</u> を設置します。 区長及び市長並びに区選出議員は、区民会議の審議結果を尊重し、その 意見をそれぞれの職務の遂行に際して反映するよう努めなければなりません。
第3	自治運営の基本原則に基づく制度等	
第一	情報共有による自治の営み	
情報	1 情報提供	(1) 情報提供
提供	(1) 市は、 <u>市民生活において必要な情報</u> について、市民に積極的に提供する	市は、総合計画その他重要な計画及び主要な事業に関する情報その他の市
	ことを定めます。	<u>民生活にかかわる情報</u> について、市民に積極的に提供しなければなりませ
	(2) 情報の提供は、わかりやすく、かつ適時に行うことを定めます。	ん。また、情報の提供は、わかりやすく、かつ適時に行われなければなりま せん。
情報	2 情報公開	(2) 情報公開
公開	(1) 市民は、 <u>市政に関する</u> 情報について、市にその開示を求めることができ	市民は、 その知る権利に基づき、 市が保有する 情報について、 開示を求め
	ることを定めます。	ることができます。市は、市民からの開示の請求に対しては、 <u>その説明責務</u>
	(2) 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに <u>誠実に</u> 応	<u>を果たすため、</u> 正当な理由がない限り、これに応じなければなりません。
	じることを定めます。	
個人	3 個人情報保護	(3) 個人情報保護
情報	(1) 市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ることを定めま	市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図らなければなりま
保護		せん。市民は、その自己情報をコントロールする権利に基づき、その開示、
	(2) 市民は、 <u>自己の個人情報について、市に</u> その開示、削除、訂正又は目的 外利用等の中止を求めることができることを定めます。	削除、訂正又は目的外利用等の中止を求めることができます。市は、市民からの開示等の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに応じなければ
	(3) 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応	らの用小寺の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに応じなければな
	しることを定めます。	
会議	4 会議公開	
公開	 <u>執行機関に置かれる</u> 審議会、委員会等(以下「審議会等」といいます。)	
制度	の会議は、正当な理由のない限り、公開されることを定めます。	

項目	条例素案	検討委員会報告書
第3	自治運営の基本原則に基づく制度等	
第二	参加、協働による自治の営み	
多様な	<u>1 多様な参加の機会の整備</u>	<u>(1) 総合計画等への参加</u>
参加機		総合計画及び部門別の基本計画等の策定に当たっては、市民の参加の機会
会の保	多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ることを定めます。	<u>を保障するものとします。</u>
障		
審議		
会等	審議会等を設ける場合は、市民のうちから公募により選任された委員が含	市の事務事業について、市民の意見、学識者の専門的意見等の反映又は
への	<u>まれることを原則とすることを定めます。</u>	公正の確保を図るために設置された審議会等の市民委員は、公募によるこ
参加		<u>とを原則とします。</u>
		前項の審議会等の会議は、正当な理由のない限り、 <u>市民に</u> 公開されるも
		のとします。
パブ	3 パブリック・コメント <u>手続</u>	(3) パブリック・コメント <u>制度</u>
リッ	(1) 市は、市民生活に <u>重要な</u> 事案の策定に当たっては、市民から当該事案に	市は、市民の参加する権利及び意見を表明し、提案する権利を保障する
ク・	係る意見を求める手続(以下「パブリック・コメント <u>手続</u> 」という。)を	とともに、市政の過程の公正の確保と市政の透明性の向上を図るため、市
	とることを定めます。	民生活に大きな影響を及ぼす事案の策定に当たっては、市民から当該事案
ント	(2) 市長その他の執行機関は、パブリック・コメント <u>手続</u> により提出された	に係る意見を求める手続(以下「パブリック・コメント <u>制度</u> 」という。)
手続	市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考	をとらなければなりません。
	え方をとりまとめて公表することを定めます。	市長その他の執行機関の長は、パブリック・コメント制度により提出さ
		れた市民の意見を十分考慮して事案の策定に対する意思決定を行うとと
		もに、その意見に対する考え方をとりまとめて公表しなければなりませ
		$h_{\circ}$
		<u>その他パブリック・コメント制度に必要な事項は、別に定めます。</u>

項目	条例素案	検討委員会報告書
第3	自治運営の基本原則に基づく制度等	
第二	参加、協働による自治の営み	
住民	4 住民投票制度	(5) 住民投票制度
投票	(1) 市は、住民(市民のうち本市の区域内に住所を有する人をいいます。以	市は、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認し、その
制度	下同じ。)、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、	結果を市政運営に反映させるため、住民投票を実施することができます。
200	直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができること	住民、議会又は市長は、市政に係る重要事項について住民投票を発議す
	を定めます。	ることができます。
	(2) 市長及び議会は、住民投票の結果を尊重することを定めます。	市長は、住民投票を実施するに当たっては、住民投票の対象とされた事
		項について、その争点に関する情報の周知を図るとともに、住民の間で十
		市長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
		その他住民投票を実施する上で必要な事項は、別に条例で定めます。
協働の	5 協働のための施策整備等	
ための	市は、市民との <u>協働による</u> 公共的な課題の解決のため <u>、協働を推進するた</u>	<u>市民は、暮らしやすい地域社会の実現のために、市民自治の推進をとも</u>
施策整	<u>めの</u> 施策を整備し、その <u>体系化を</u> 図ることを定めます。	に担うことを目的として、市と協働して公共的な課題の解決に当たります。
備等		<u>前項の目的を達成するため、</u> 市は、市民と <u>協働し、</u> 公共的な課題を解決
		するための施策を整備し、その <u>推進を</u> 図らなければなりません。
第三	自治の営みのあり方	
自治の	<u>市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与す</u>	(仮称)川崎市自治推進委員会
営みの	<u>るため、市民の参加による審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく</u>	この条例に基づく、自治の取組の状況について審議するため、(仮称)
あり方	<u>制度等のあり方について調査審議することを定めます。</u>	<u>川崎市自治推進委員会(以下「委員会」といいます。)を設置します。</u>
		<u>委員会は、市長から諮問を受けて審議を行い、市長に答申します。</u>
		委員会は審議結果に基づき、答申に併せて自治の推進について提言する
		<u>ことができます。</u>
		<u>前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項</u>
		<u>は、別に定めます。</u>
	国や他の自治体との関係	
国や他	第4 国や他の自治体との関係	国や他の自治体との関係について
の自治	(1) 市は、市政の運営に当たっては、国及び神奈川県と対等な立場で相互に	市は、国及び県と対等・協力の関係にあることを踏まえ、市全体の利益
体との	協力することを定めます。	のためにその権限を行使しなければなりません。
関係に	(2) 市は、共通する課題を解決するため、積極的に他の自治体と連携を図り、	市は、積極的に他の自治体と連携を図り、共通する課題の解決に努めな
ついて	<u>その解決に努めることを定めます。</u>	<u>ければなりません。</u>